

指定管理者選定基準評価表

選 定 基 準	審 査 基 準 項 目	評 点
1 住民の平等な利用の確保	施設利用者の平等の確保を基本とした事業計画であるか。	20
	特定の個人又は団体等が優遇される提案ではないか。	
	利用者の要望や意見を把握し、その対応方法が的確に提案されているか。	
	施設の設置目的と村が求める業務を理解した事業計画であるか。	
2 施設の機能を最大限に発揮させるとともに、効率的な管理運営が図られるものであること	事業計画の内容は施設の効用を最大限に発揮し、サービス向上のために実現性の高い提案であるか。	45
	施設の現状を正しく認識し、今後のあり方に対する具体的かつ適切な提案であるか。	
	施設全体の管理運営に対する考え方は適切であるか。	
	収支計画は適正か。また、管理運営計画と整合性が図られているか。	
	効率的に管理運営し、経費の削減等に取り組む内容であるか。	
	新たな収入の創出等独自の取り組みの提案があるか。	
3 事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること	災害等緊急時における対応の方策が確保されているか。	35
	同種施設の管理又は運営実績があり、村の施設等を各種法令を遵守したうえで安定して良好に管理、運営する能力が期待できるか。	
	運営組織体制は適正であるか。	
	個人情報の取扱いを適正に行う体制がなされているか。	
	施設を管理運営する上で必要な資格等を有し、かつ、人材育成に対する積極的な取り組みが講じられているか。	
	団体、法人等の経営状況は良好であるか	
4 地域との連携	団体、法人等の経営方針は、当施設運営にふさわしいと認められるか。	30
	村内業者の活用や地元雇用の促進など、地域振興に寄与することが期待できるか。	
	地域と連携した事業の実施や、地域活動への参加による地域貢献の取り組みが期待できるか。	
	利用者及び近隣住民からのクレーム対応は適切か。 また、禁止行為等をする利用者への指導体制は適切か。	
5 価格点		20
合 計		150

※この業務は、価格以外の要素（評価点：130点）と価格（価格点：20点）を総合的に評価し優先交渉権者を決定するものです。